

骨髄移植等の医療行為により予防接種の再接種が必要になった方へ

骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された場合、予防接種の再接種費用を助成します。

●助成金申請・交付までの流れ

1 認定書の交付

- ① 鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成対象認定通知書の交付申請

●申請に必要な物●

- ・鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成対象認定申請書（第1号様式）
- ・鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成に係る医師意見書（第2号様式）
- ・母子健康手帳など骨髄移植等の医療行為前の予防接種歴が確認できる物
- ・印鑑（認印で可。朱肉を利用するもの）

- ② 鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成対象者認定通知書の交付

2 再接種

- ① 医療機関へ認定通知書を医療機関へ提出（予診票は、医療機関の任意の様式を使用）
- ② 予防接種の実施後、領収書、予防接種予診票（原本又は写し）を受け取る。

3 助成金の申請・交付

- ① 関係書類と「鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用（償還払）申請書兼請求書」を鹿屋市へ提出
- ② 鹿屋市から申請のあった口座へ助成金を交付

●申請に必要な物●

- ・鹿屋市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用（償還払）申請書兼請求書（第5号様式）
- ・医療機関が発行した領収書（接種者名・予防接種名・接種費用・接種日・医療機関が分かるもの）
- ・予防接種予診票（原本又は写し）
- ・母子健康手帳写し（再接種した予防接種の記録のページ）
- ・通帳の写し（申請者と同じ名義のもの）
- ・印鑑（認印で可。朱肉を使うもの）

●対象者

鹿屋市に住民票をおいている20歳未満の者のうち、骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者

●申請期限

予防接種を受けた日から12か月以内（郵送申請可）

●助成金額

接種に要した費用のうち、本市が定める額を上限として助成



【お問い合わせ・書類提出先】

鹿屋市健康増進課（鹿屋市保健相談センター）
〒893-0007 鹿児島県鹿屋市北田町11番6号
電話 0994-41-2110（直通）
FAX 0994-41-2117